

第4 法人の状況

1. 資本金の状況

当センターにおける平成20年度末の資本金は、以下のとおりです。

区 分	資 本 金
一般勘定	9,602 百万円
施設整備勘定	—
法人単位	9,602 百万円

2. 役員の状況

役員の定数はセンター法第6条の規定により、理事長1人、理事1人、監事2人を置くこととされており、センター法第8条の規定により役員の任期は3年となっています。

平成22年1月22日現在の役員は、次のとおりです。

役職名	氏名	任期	経歴
理事長	遠藤 昭雄 (昭和21年9月21日生)	平成16年4月1日～ 平成22年3月31日	昭和45年 4月 文部省初等中等教育局財務課 平成 9年 7月 文化庁次長 平成10年 7月 文部省体育局長 平成12年 6月 // 学術国際局長 平成13年 1月 文部科学省研究振興局長 平成14年 8月 国立教育政策研究所長 平成16年 4月 独立行政法人国立大学財務・ 経営センター理事長
理 事	吉田 靖 (昭和34年8月29日生)	平成20年7月11日 ～ 平成22年3月31日	昭和57年 4月 文部省 平成16年 7月 文部科学省生涯学習政策局 調査企画課長 平成18年 4月 国立博物館本部事務局長 平成19年 4月 国立文化財機構本部事務局長 平成20年 7月 独立行政法人国立大学財務・ 経営センター理事

役職名	氏名	任期	経歴
監事 (非常勤)	観山 正見 (昭和26年5月22日生)	平成20年10月1日 ～ 平成22年3月31日	昭和58年 6月 京都大学助手 平成元年 3月 国立天文台助教授 平成 4年12月 国立天文台教授 平成16年 4月 国立共同利用機関法人自然科学 研究機構国立天文台副台長 平成18年 4月 // 天文台長 平成20年10月 独立行政法人国立大学財務・ 経営センター監事(非常勤)
監事 (非常勤)	生駒 俊明 (昭和16年3月5日生)	平成16年4月1日～ 平成22年3月31日	平成13年 5月 東京大学名誉教授 平成14年11月 日本テキサス・インスツルメン ツ(株)顧問 平成15年 4月 産業再生機構 非常勤監査役 平成15年 6月 日立金属(株)社外取締役 平成15年 6月 科学技術振興機構上席フェロー 平成16年 4月 独立行政法人国立大学財務・ 経営センター監事(非常勤)

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 法による規制

① 主務大臣等

当センターの主務大臣は、センター法により文部科学大臣とされており、通則法により、文部科学大臣は、当センターの理事長及び監事を任命し、または解任することができるかとされています。また、当センターは、業務方法書の作成及び変更、長期借入や債券発行の際などには、文部科学大臣の認可を受けることとされています。

② 会計監査人の監査等

当センターは、通則法により、監事の監査のほか、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、文部科学大臣が選任する会計監査人の監査を受けなければならないとされています。また、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています。

③ 会計検査院の検査

当センターに対しては、会計検査院法に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。

当該検査の観点は以下のとおりです。

- ・決算が予算執行の状況を正確に表示しているか。（正確性）
- ・会計経理が予算や法令等に従って適正に処理されているか。（合規性）

- ・事務・事業が経済的、効率的に行われているか。(経済性、効率性)
- ・事業全体が所期の目的を達成し効果を上げているか。(有効性)

(2) 外部評価体制

当センターの業務の実績評価には、毎年度の業務の実績について行われる年度毎の評価と中期目標期間における業務の実績について行われる中期目標期間毎の評価があります。また、業務の実績については、文部科学大臣が任命した外部有識者で構成される文部科学省の独立行政法人評価委員会と、総務大臣が任命した外部有識者で構成される総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会によってダブルチェックされることとなります。

当センターは、文部科学省の独立行政法人評価委員会により各年度の業務の実績や中期目標期間の業務の実績について、中期計画の実施状況、中期目標の達成状況等を考慮の上評価を受けることとなります。この文部科学省の独立行政法人評価委員会は、評価の結果、必要があると認める場合には、当センターに対して業務運営の改善などを求めることができます。

一方、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、文部科学省の独立行政法人評価委員会の評価結果の通知を受け、第三者的な立場から調査・審議を行い、必要があると認める場合、意見を述べることができるとされています。

※文部科学省の独立行政法人評価委員会による平成20年度及び第1期中期目標期間の業務実績に関する評価については、54頁をご参照ください。

(3) 内部管理体制

① 業務執行体制、運営評議会

理事長のリーダーシップの下、機動的な運営・業務実施を行えるよう組織運営・事業実施に関する権限を理事長に集中させるとともに、外部有識者で構成する運営評議会を設け、中期計画、年度計画、予算等の重要事項について審議・助言を受けるなど理事長の補佐体制についても整備しています。また、理事長、理事等役員及び職員幹部で構成する連絡会を設置、当該会議を定期的開催し、重要な方針及び施策に関して審議を行うなど、当センターの業務の適正な管理、効率的・効果的な運営を図っています。

② 監事監査

当センターの業務の適正かつ効率的、効果的な運営を図るとともに会計経理の適正を期することを目的とし、当センターには監事2名を置いています(センター法第6条)。監事は、監事監査規則等に基づき、個々の事務処理の不適正・非効率を指摘するに止まらず、これらの生ずる原因・理由等の探求及び防止の方策についても配慮し、会計監査人と連携し当センターの業務の監査を行っています。

③ 内部監査室

文部科学省の独立行政法人評価委員会による平成20事業年度及び中期目標期間に係る評価結果において、当センターの内部統制の体制強化が課題とされ、内部監査室の充実・強化を指摘されたことを踏まえ、平成21年9月29日、内部監査室の体制強化に伴う規則等の改正を行いました。この改正により、内部監査室長に審議役を指名するとともに、定期監査、臨時監査に加え日常監査を規定して、日常監査の役割分担を制定するなど、内部監査室の体制強化を図っています。

(4) 文部科学省の独立行政法人評価委員会による平成20年度及び第1期中期目標期間業務実績評価について

- ① 当センターの平成20年度に係る業務の実績に関する評価は以下のようになっています。
全体評価

①評価結果の総括

国立大学財務・経営センターは、国立大学法人等における教育研究の振興に資するため、国立大学法人等における施設整備に必要な資金の貸付・交付や財務・経営に関する調査研究などの業務活動について、中期目標の達成に向け、年度計画に従い着実に実施している。

平成18年度の事務及び事業の見直しにより、平成19年度から融資等業務に特化された中で、融資等業務に密接に関連する調査・研究機能、情報共有機能、相談機能の整備により、国立大学法人等の財務・経営の改善を図るというセンター本来の役割を十分に果たしている。

また、外部委託の促進や契約の見直し、業務におけるICTの活用などにより、一般管理費、事業費、人件費の削減が図られていると評価できる。

〈参考〉 業務運営の効率化：A 業務の質の向上：A 財務内容の改善：A

②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

- (イ) 内部統制の質の向上が言われる状況下、巨額な金額を扱う独立行政法人であるだけに、内部統制の体制が強化されることを期待したい。
- (ロ) 学術総合センター共用会議室の運営については、DMの発送など毎年積極的なPR活動により、稼働率も向上しているが、更なる工夫により一層の利用促進が望まれる。
- (ハ) 広島大学本部地区跡地の処分が進まなかったことについては、引き続きの検討を期待したい。

③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

- (イ) 監査室の充実、強化が望まれる。
- (ロ) 当該施設の一層の利用を図るため、引き続き利用者サービスや満足度の向上に努め、リピーターを増加させることが必要である。
- (ハ) 広島大学本部地区跡地の処分については不可抗力といえるものであったが、広島市や広島大学と密接に協議を行い、早期処分に努めることが望まれる。

④特記事項

独立行政法人整理合理化計画や勧告の方向性等において指摘された事項について検討に着手し、概ね結論を得るなどの対応がなされている。

独立行政法人整理合理化計画や勧告の方向性等において指摘された主な事項に関し、

- ・ 寄附金の受入れ及び配分事業については、平成21年3月末をもって廃止することになった。
- ・ 平成21年度から、キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営業務を廃止することになった。
- ・ 学術総合センターの共用会議室の管理運営の在り方について、運営評議会委員や国立大学等の利用者から意見聴取し、検討を行った結果、引き続きセンターにおいて管理運営を実施するこ

とになった。

なお、全文に関しては、当センターホームページ
(http://jigyuu.zam.go.jp/hojinbunsho/pdf/f0000002_20.pdf) において公表しています。

② 当センターの第1期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価は以下のようになって
います。

全体評価

①評価結果の総括

本中期目標期間においては、総務省による勧告の指摘を踏まえ、セミナー事業の廃止や教育研究用機器リユースシステムの廃止などによる業務運営の効率化が図られ、同センターの融資業務など主要業務に専念できるようになり、国立大学法人のニーズに応じた助言や調査研究事業が的確に実施され、一層の充実が図られている。

また、外部委託の促進や契約の見直し、業務におけるICTの活用などにより、一般管理費、事業費、人件費の削減が図られていると評価できる。

今後は、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実と財務・経営の改善に関するニーズをより一層、的確かつきめ細かく把握するよう努め、国立大学法人全体の教育研究活動についての同センターの企画力の向上が図られるよう期待したい。また、当該国立大学法人全体の財務・経営における大学附属病院の重要性を考慮すれば、同センターが大学附属病院に関する調査・研究など、さらに積極的な役割を果たしていくことを期待したい。

〈参考〉 業務運営の効率化：A 業務の質の向上：A 財務内容の改善：A

②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

(イ) 内部統制の質の向上が言われる状況下、巨額な金額を扱う独立行政法人であるだけに、内部統制の体制が強化されることを期待したい。

(ロ) 経営相談に応じるための経営相談室の設置や研究会の着実な実施は評価できる。今後、メーリングリスト等を十分活用し、更なる効果が発揮されるよう期待したい。

(ハ) 学術総合センター共用会議室については、DMの発送など毎年積極的なPR活動により、稼働率も向上しているが、更なる工夫により一層の利用促進が望まれる。

(ニ) 広島大学本部地区跡地の処分が進まなかったことについては、引き続きの検討を期待したい。

(ホ) 病院経営支援研究会や医事ワークショップを開催し、融資業務に直接関連している大学附属病院の財務・経営に関する相談・助言を行っているが、当該国立大学法人全体の財務・経営における大学附属病院の重要性を考慮すれば、同センターが大学附属病院に関する調査・研究など、さらに積極的な役割を果たしていくことを期待したい。

③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

(イ) 監査室の充実、強化が望まれる。

(ロ) 経営相談事業における各取組について、それぞれ効果を発揮できるよう、その方法等の検証、見直しを不断に行っていく必要がある。また、得られた成果について、より一層国立大学法人

等に還元されることが望まれる。

(ハ) 当該施設の一層の利用を図るため、引き続き利用者サービスや満足度の向上に努め、リピーターを増加させることが必要である。

(ニ) 広島大学本部地区跡地の処分については不可抗力といえるものであったが、広島市や広島大学と密接に協議を行い、早期処分に努めることが望まれる。

(ホ) 大学附属病院の財務・経営に関して、情報の収集、調査・分析、研究を行い、各大学附属病院の財務・経営の改善が図られるよう、その成果を広く発信することが望まれる。

④特記事項

独立行政法人整理合理化計画や勧告の方向性等において指摘された事項について検討を行い、第1期中期計画期間中から順次対応がなされている。

主な対応は次のとおり。

- ・平成18年度の事務及び事業の見直しにより、平成19年度から融資等業務に特化することになった。
- ・独立行政法人整理合理化計画において指摘された事項を踏まえ、次期中期目標期間から、寄附金の受入れ及び配分事業、キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営業務を廃止することになった。
- ・学術総合センターの共用会議室の管理運営の在り方について、運営評議会委員や国立大学等の利用者から意見聴取し、検討を行った結果、引き続きセンターにおいて管理運営を実施することになった。

なお、全文に関しては、当センターホームページ

(http://jigyuu.zam.go.jp/hojinbunsyo/pdf/f0000002_16_20.pdf) において公表しています。